

### 第3号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護条例（平成28年条例第8号）  
の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(特定個人情報の提供先への通知) 第27条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(特定個人情報の提供先への通知) 第27条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第9号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月16日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合  
管理者 小野克典

#### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。